

『グローバル会計研究』投稿規程

グローバル会計学会編集委員会

2018年5月7日決定

1. 投稿資格

- (1) 本学会の会員
- (2) 本学会の会員以外の者（以下、非会員という）

ただし、非会員である者が投稿するときは、一定の投稿料を徴収するものとします。なお、共同執筆の場合で、執筆者のうち少なくとも1人が本学会の会員であるときには、本学会の会員による投稿とみなします。

2. 投稿原稿の種類

日本語または英語で執筆された未刊行の著作であり、他誌に投稿中の著作は除きます。執筆者は、(1) 論文、(2) 翻訳、(3) 書評、(4) その他編集委員会が認めたもの、のいずれかのセッションに投稿してください。

3. 字数

「論文」セッションの投稿原稿には、字数制限をもうけません。ただし、『グローバル会計研究』への掲載にあたり、編集委員会が字数を制限することがあります。「翻訳」セッションの投稿原稿は5,000字以内、「書評」セッションの投稿原稿は1,000字以内とします。なお、「その他編集委員会が認めたもの」セッションの投稿原稿については、その都度、編集委員会が定めます。

4. 執筆要領の遵守

原稿の投稿に際しては、別に定める「執筆要領」に従って原稿を執筆して下さい。原稿の内容が「執筆要領」に従っていない場合には、編集委員会が執筆者に修正をお願いすることがあります。また、「執筆要領」に準拠するための修正が軽微な場合には、編集委員会が原稿の修正を行うことがあります。

4. 査読等

「論文」セッションの投稿原稿については、査読委員による査読意見を参考にして、編集委員会が掲載の可否を決定します。「翻訳」、「書評」および「その他編集委員会が認めたもの」の各セッションの投稿原稿については、査読委員による査読を行わず、審査委員による審査意見を参考にして、編集委員会が掲載の可否を決定します。

5. 投稿先

投稿原稿は、随時受け付けます。執筆者は、投稿するセッションを指定し、MS Word ファイルで作成した原稿をメールに添付して次の宛先に送付してください。

【原稿送付先】

中央大学商学部 吉田智也研究室内

グローバル会計学会事務局 (Email: t-yoshid@tamacc.chuo-u.ac.jp)

6. 著作権等の取扱い

著作権等の取扱いについては、理事会において次のように決定されました。

- (1) 『グローバル会計研究』に掲載される著作物の著作権は、編集委員会が当該著作物の掲載を決定した時点から、原則として、グローバル会計学会に帰属します。本学会が著作権を有する著作物の著作者は、編集委員会に事前に

文書で申し出を行い、許諾を得た上で、著作物を使用することができます。編集委員会は、特段の事由がない限り、これを許諾します。

- (2) 『グローバル会計研究』に掲載された著作物が第三者の著作権その他の権利および利益を侵害するものであるとの申し出があった場合には、当該著作物の著作者が一切の責任を負います。
- (3) 第三者から、グローバル会計学会が著作権を有する著作物の使用要請があった場合には、本学会は、理事会において審議した上で、それを許諾することがあります。なお、著作権の使用許諾に伴う収入は、本学会の会計に組み入れます。

以上